

障害児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた 加算の請求方法について

質問：同行援護の障害支援区分3の利用者に提供した場合の加算及び障害支援区分4以上の利用者に提供した場合の加算について、障害児の場合は、区分3、または区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供した場合に当該加算を算定することができるかとされているが、実際に簡易入力システムにて請求を行う場合はどのように入力すればよいのでしょうか。

回答：区分3、または区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合、【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、区分3、または区分4以上の情報を登録してください。

このように登録した場合、【同行援護サービス提供実績記録入力】画面での登録時に行われる請求明細書自動作成にて、区分3、または区分4以上の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

◆◆◆ 対処方法 ◆◆◆

以下のとおり、【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、障害児において、[区分3]に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合には[区分3]、または[区分4]以上に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合には[区分4]を登録します。

障害支援区分の情報を登録することにより、【同行援護サービス提供実績記録入力】画面での登録時に行われる請求明細書自動作成にて、[区分3]、または[区分4]以上に該当する加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

【受給者情報】画面

受給者情報(基本) ※は必須入力項目です

支給市町村 ※ 国保市 受給者証番号 ※ 1234567890 サービス利用終了

登録 クリア 削除 戻る 支給決定情報

受給者情報(詳細)

全情報 障害支援区分 計画相談支援給付費/サービス利用計画作成費 特定障害者特別給付費 ※利用者負担上限月額 食事提供 算 利用者負担上限額管理

No.	障害支援区分	認定有効期間	
		開始年月日	終了年月日
2	なし		
1	区分3	平成30年04月01日	平成31年03月31日

明細追加 明細修正 明細削除 明細クリア

【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、[区分3]、または[区分4]の情報を登録します。

《[区分3]で登録した場合》

区分3の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

《[区分4]で登録した場合》

区分4以上の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。